第98号議案　藤枝市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

この議案は、マイナンバーカードで税や社会保障などの住民の個人情報を自治体、行政団体、医療機関など5000以上のプレイヤーにおいて「情報提供ネットワークシステム（NWS）」を本格運用する事に伴う条例改定です。

日本に暮らす住民全員に12桁の番号を割り振り行政や禁輸機関の手続きに使わせるというマイナンバーはスタートから2年ですが、国民は利便性を感じていないのはカード交付率1割程度であることからも明らかで、手続きの煩わしさや情報管理の不安を強めているのが実態であります。

本格運用を行うこれまでの間だけでも、市外事業所へ勤める従業員の個人番号を記載した「特別徴収税報告書」の誤送付をしたのが101自治体も発生、政府統計総合窓口イースタートに対する不正アクセスによる情報漏えい、この改定で本格運用を行う地方公共団体情報連携システム（J－LIS）そのものも本来であれば7月に稼働するところが本格運用にあえなくシステムダウン。実施がこの11月にずれこんでいること、こんなあやうい状況が克服されない中での本格実施は行うべきではありません。

次に、この条例で提案されている利便性の向上についてです。

議案説明では、本格運用によって藤枝市に住民登録、課税情報等がない方に添付を求めていた資料の一部が省略できるとし、児童手当や生活保護の申請時に必要な住民票などが元の居住自治体から請求しなくてもカードで対応できるというものでした。しかし、これらは市民にとって一生に一回あるかないかの引っ越しに基づくものであり、3000億の国費をかけて構築したシステムに対して大した利便性の向上とはとてもいえません。

加えて本会議において認めた通り、これらの手続きはマイナンバーでなければ処理できないものではなく、従来通りのやり方で実施できることです。質疑ではメリットは今後本格運用によって市民にしってもらえるというのが主な回答でしたが、それは今議会における条例提案時に明確に示すことができない裏返しであります。

さらに職員にとって負担軽減になるのでしょうか。マイナンバーによって省略できる書類数は年間8800件見込めると、数値だけ見れば効果はあるかに思われます。

しかし、マイナンバーは既存システムを直接つなげて個人データをやりとりするのではなく、各自治体や行政機関が「中間サーバ」や「情報的教ネットワーク」を介してやり取りするのが基本です。

さきほどの児童手当ですと、別の市から藤枝市に転居した人の申請を受け支給額を決定するには、藤枝市は元の居住市（A市とする）が管理していた住民の所得額などを把握する必要がある。

でも、ここで藤枝市の担当者はマイナンバーだけで所得額を把握できないシステムになっています。ナンバーを基にデータ紹介に必要なのはネットワークシステムで生成された「符号」を使わなければならない。自治体が管理している個人情報のコピーとなる副本は中間サーバに登録します、そこにある副本を紹介するには符号を使わなければなりません。

つまり藤枝市とA市との間で情報連携が問題なく実現するにはお互いの市が管理する最新の個人データのコピーとなる副本を中間サーバに正しく登録していなければなりません。ところが副本に登録するデータ項目を国が定めた「データ標準レイアウト」に不備があり、本格運用を迎えても完全には修正されていません。国の担当者が自治体の実務を詳しく把握しておらず、自治体の実務担当者との情報共有が不十分だったためだ。2017年11月時点で、1741ある自治体のうち児童手当のデータを副本に正しく登録している自治体はわずか397団体にとどまった。原因はデータ標準レイアウトで定めたデータ項目が「支給実績額」ではなく「支給予定の額」と解釈できる仕様になっているなど、副本の正しい登録方法が伝わってないためだといいますが、こんな複雑なシステムを職員は改めて勉強しなくてはならない。だったらこれまで通り電話なりで紹介すれば済む話ではありませんか。残念ながら委員会で職員のメリットを繰り返し聞いても省略件数だけでしか答える事が出来ませんでした。

そして私の反対の最大の理由は市が率先して独自調査をしてカードの利用を広げようとしている点です。

制度そのものは国策ですから、自治体は法定受託事務として実行しなければならない点はありますが、子供の医療費助成に関する事務、重度障碍者の医療費助成に係る事務など福祉7分野で独自利用事務として行うと同時に提案されています。唯々諾々と行うだけではなくこうした分野にまで広げて活用することは大変問題だと思います。しかもこの7分野もマイナンバーでなければ処理できない事ではなく他団体から書類を添付してもらうだけで手続きは可能との本会議での答弁です。

さらに委員会ではマイナンバーカードと商店街ポイントカードなどの連携にも触れられました。顔写真を記載し、ICチップ化されたとはいえ12桁の番号でその人の社会保障の受給、納税状況、医療に関する情報など全てを把握し、容易になりすましの手段として用いられることになるカードを紛失した時の危険性を考えていられるのか。児童手当の現況届の提出の手間が省ける事まで持ち出していますが、年に1回役所に来るだけの手間であり第一そうしたことまで来庁不要の徹底を図る事はつきつめていけば市民誰も庁舎に来ない市役所になる。市民の顔が見えない役所になっていくではないでしょうか。

もともと、この制度は国民の税、社会保障情報を一元的に管理し、自分が納めた税や保険料に相当する対価として社会保障を受ける事が出来るようにし、国の財政負担、大企業の税保険料負担を削減していく事を狙いとして導入されたものです。今になって3400億の国の予算の制度設計を行っているワーキンググループへの天下り先には8割の発注がされていることなど利権の構造も明らかになった。市民の利益にならない制度の廃止を求めて反対討論とする